

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年10月5日 実地	認可保育所(私立) 関屋保育園		指摘事項なし。	
令和2年10月5日 実地	認可保育所(私立) 新光町保育園		指摘事項なし。	
令和2年10月21日 実地	認可保育所(私立) 栄保育園		指摘事項なし。	

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年10月8日 実地	保育所型認定こども園 おむすびこども園		指摘事項なし。	
令和2年10月12日 実地	認可保育所(私立) ナカノスイミング保育園		指摘事項なし。	
令和2年10月12日 実地	認可保育所(私立) なかの乳児保育園		指摘事項なし。	

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年10月16日 実地	認可保育所(私立) 升潟保育園	施設	利用申し込みを行った保護者へ、職員の勤務体制について文書の交付による説明を行っていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第5条に基づき、利用申し込みを行った保護者へ、職員の勤務体制について文書の交付による説明を行ってください。	各保護者に職員勤務状況表を文書により交付しました。
		施設	職員の勤務体制について掲示を行っていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき、来園者が見やすい場所に、職員の勤務体制について掲示を行ってください。	園内玄関に令和2年度の職員勤務状況表を公示しました。
令和2年10月19日 実地	保育所型認定こども園 新津認定こども園		指摘事項なし。	

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年10月19日 実地	認可保育所(私立) さつき野保育園		指摘事項なし。	
令和2年10月23日 実地	保育所型認定こども園 ときめきパステルこども園	会計	会計帳簿について、平成31年3月29日社援基発0329第3号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2(3)及び経理規程第12条に基づき総勘定元帳は各拠点ごとに作成してください。	総勘定元帳を各拠点ごとに作成済み。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年10月23日 実地	保育所型認定こども園 くろさきバステルこども園	会計	会計帳簿について、平成31年3月29日社援基発0329第3号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の留意事項について」2(3)及び経理規程第12条に基づき総勘定元帳は各拠点ごとに作成してください。	総勘定元帳を各拠点ごとに作成済み。
令和2年10月26日 実地	認可保育所(私立) 白根おおぞら保育園		指摘事項なし。	

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年10月26日 実地	認可保育所(私立) YOUなかの保育園		指摘事項なし。	
令和2年10月28日 実地	保育所型認定こども園 あたごとまとこども園		指摘事項なし。	
令和2年10月30日 実地	認可保育所(私立) 荻川ほのぼの保育園		指摘事項なし。	

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年10月30日 実地	保育所型認定こども園 小阿賀ほのぼのこども園		指摘事項なし。	
令和2年11月4日 実地	認可保育所(私立) 大友中央保育園	施設	運営規程の概要や職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を掲示していませんでした。新潟市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき、来園者が見やすい場所に掲示してください。	運営規程の概要や職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を玄関の設置しました。園舎の都合上、来園者の見やすい場所に掲示するスペースがないためフェイルで設置しました。今後、ホームページへの掲載も行い園に関する情報の周知に努めます。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果	
令和2年11月6日 実地	認可保育所(私立)	笠木保育園	指摘事項なし。		
	社会福祉法人	笠木保育園			
令和2年11月6日 実地	認可保育所(私立)	保古野木保育園	法人 運営	評議員会及び理事会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)ありませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、評議員会及び理事会の開催日は1週間以上の間隔を確保してください。	評議員会及び理事会の開催日は、一週間以上の間隔を確保します。
	社会福祉法人	若葉会	法人 会計	資金収支計算書については、会計基準第16条第6項に基づき、備考欄を設け決算額と予算額の差が著しい場合はその理由を記載してください。	資金収支計算書に備考欄を設けます。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年11月10日 実地	認可保育所(私立) 真行保育園		指摘事項なし。	
	社会福祉法人 真行保育園			
令和2年11月10日 実地	認可保育所(私立) 小針パステル保育園	法人 会計	苦情内容及び解決結果について、府子本第254号(最終改正平成30年4月16日)「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」および「障第452号(最終改正平成29年3月7日)「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」に基づき、法人のすべての社会福祉事業について公表してください。	すべての社会福祉事業について公表(理事会にて決議)。
	社会福祉法人 颯和会	法人 会計	出納職員の辞令について、サービス区分の記載がありませんでした。経理規程第8条に基づき、どのサービス区分の出納職員が分かるように辞令を交付してください。	サービス区分を明確した辞令を発行。
		法人 会計	補正予算の編成について、理事会の承認を受けたことがわかる議事録がありませんでした。定款第31条に基づく手続きを経ていることがわかるよう記録を整備してください。	補正予算に理事会の承認を受けたことがわかるよう記録を整備、次回補正予算編成から徹底する。(理事会にて決議)
		法人 会計	資金収支計算書の予算欄の金額は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2(1)に基づき、理事会で承認された最終補正予算額と一致させてください。	資金収支決算書の予算欄、最終補正予算額と一致に修正、次回資金収支決算作成時より徹底する。(理事会にて決議)
		法人 会計	会計帳簿について、経理規程12条に基づき総勘定元帳は各拠点ごとに作成してください。	各拠点ごとの総勘定元帳を作成。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
		法人 運営	理事会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)ありませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。	指導監査ガイドラインに基づき通知間隔を1週間(中7日)以上に徹底。
		法人 運営	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください	監事の過半数を同意書により確認。
		法人 運営	業務執行理事の選定について、理事会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の16第2項および定款第16条第2項に基づき、業務執行理事の選定は理事会の決議で行ってください。	理事会開催により決議
		法人 運営	園長の選任が理事会の決議で行われていませんでした。社会福祉法第45条の13第4項および定款第22条第2項に基づき、理事会で決議をしてください。	理事会開催により決議
		法人 運営	定時評議委員会の開催について、社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会で計算書類及び事業報告等の承認を行った後、2週間(中14日)以上の間隔を空けて開催してください。	指導監査ガイドラインに基づき通知間隔を2週間(中14日)以上に徹底
		法人 運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	特別の利害関係人の確認と議事録への記録徹底(理事会にて議決)。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
		法人 運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、議事録では各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	評議員会にて議決。
		法人 運営	監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」として適正な手続きにより選任された者が含まれていることが確認できませんでした。社会福祉法第44条第5項に基づき上記要件を満たす者として評議員会の決議を経て適正な手続きにより選任してください。	評議員会にて議決。
		法人 運営	評議員・理事・監事の選任に際し、候補者が欠格事由に該当しないかの確認、及び、暴力団等の反社会的勢力の者でないかの確認をしていません。社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、候補者が欠格事由に該当しないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかの確認を行ってください。	指導監査ガイドラインにより徹底するとともに確認に際し誓約書を徴求。(理事会にて議決)
		法人 運営	評議員会の開催について、招集通知が理事会の決議前に发出されているものがありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催については、理事会の決議により日時、場所、議題、議案の概要を決定し、招集通知に決定事項を記載の上発出し、通知発出日から中7日以上を空けて開催してください。	当該法令に基づき通知発出日から中7日以上空けて開催を徹底。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年11月12日 実地	認可保育所(私立) 翠松保育園	法人 運営	令和元年12月16日開催の評議会招集通知日が12月10日付でした。招集通知は、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条の規定に基づき、期限(評議員会の1週間前(中7日空ける))までに発してください。	日程調整ができず、1週間未満の招集を通知した評議員会は、左記12月16日開催の第5回評議員会のみで、今後も引き続き期限を遵守します。
	社会福祉法人 愛稚会			
令和2年11月12日 実地	認可保育所(私立) あそびの森きんし保育園		指摘事項なし。	
	社会福祉法人 きんし有明福祉会			

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年11月16日	認可保育所(私立) 豊栄マリア保育園	法人 運営	代表権を有する役員の氏名や資産総額の変更について、登記がされていません。組合等登記令第3条の規定に基づき、定める期間内に登記してください。平成29年度の指導監査において改善報告を提出したにもかかわらず、改善していませんでしたので、早急に対応してください。	司法書士事務所へ依頼し連絡を取りながら進めている。R3.2末までに登記する。
実地	社会福祉法人 十和田マリア園	法人 運営	評議員・理事・監事の選任に際し、候補者が欠格事由に該当しないかの確認、及び、暴力団等の反社会的勢力の者でないかの確認をしていません。社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、候補者が欠格事由に該当しないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかの確認を行ってください。平成29年度の指導監査において改善報告を提出したにもかかわらず、改善していませんでしたので、早急に対応してください。	欠格事由及び反社会的勢力でない旨を記載した誓約書様式を作成した。R3.2末までに各理事・評議員・監事へ送付し記載してもらう。
		法人 運営	評議員会の招集手続きについて、評議員全員からの同意を得ずに招集手続きを省略しています。評議員会の招集手続きを省略する場合は、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条の定めに基づき、評議員全員の同意を得た上で、同意があったことが客観的に確認できる書面を保存してください。平成29年度の指導監査において改善報告を提出したにもかかわらず、改善していませんでしたので、早急に対応してください。	次回評議員会より招集の案内等を事前に送り案内文等を保存する。
		法人 運営	理事会の招集手続きについて、理事及び監事全員の同意を得ずに招集手続きを省略しています。理事会の招集手続きを省略する場合は、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項の定めに基づき、理事及び監事全員の同意を得た上で、同意があったことが客観的に確認できる書面を保存してください。	次回理事会より招集の案内等を事前に送り案内文等を保存する。
		法人 運営	評議員が4名のみ状態です。社会福祉法第40条の第3項に基づき、評議員は定款で定めた理事の員数(6名)を超える員数(7名以上)を選任してください。	R2.12.4に新たに評議員3名を選任した。
		法人 運営	評議員の選任に際し、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明していません。社会福祉法第39条に基づき、評議員候補者の推薦を行う場合は、評議員として適任と判断した理由を委員に説明してください。	次回評議員を推薦する際には「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明する。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
		法人 運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会における理事又は監事の選任決議に際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	次回理事・監事の選任に係る評議員会決議の時には、各候補者ごとに決議をし議事録に明記する。
		法人 運営	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に現監事2名から同意を得ていることが確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	次回選任の時には監事2名から選任の同意を得て同意書を作成し評議員会に提出する。
		法人 運営	定時評議員会の開催について、理事会開催日から中6日で開催していません。社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、定時評議員会開催日は理事会と中14日間以上の間隔を確保してください。	次回定時評議員会より中14日以上の間隔をあけて行なう。
		法人 運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認してください。	次回評議員会・理事会の決議の時には利害関係人が決議に加わっていない事を確認し議事録に記載する。
		法人 運営	理事長が自己の職務執行状況を理事会に報告していません。定款第17条第3項に基づき、理事長は自己の職務執行状況について、理事会で毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上報告し、その旨議事録に明記してください。	R3.6の定時評議員会で報告する。
		法人 運営	定款細則に「理事長の職務代理の指定」についての記載があります。社会福祉法第45条の17第1項に基づき、理事長以外の者が代表権を持つことはできませんので、適切な手続きを経て定款細則を改正してください。	今年度中に改正する

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
		法人 運営	令和2年4月に駐車場用として土地を購入していますが、所轄庁へ基本財産増加に係る定款変更の届出を行っていません。社会福祉法第45条の36第2項及び社会福祉法施行規則第4条第1項に基づき、基本財産が増加した際は、遅滞なく所轄庁へ定款変更の届出を行ってください。	R3.2に理事会・評議員会を開催し定款変更を行う。
		施設	人員配置について、現状では0歳児を担当する常勤保育士が2名必要な状況ですが、監査日現在において常勤保育士の配置が1名となっており、人員配置基準を満たしていません。平成10年2月18日付平10児発第85号児童家庭局長通知「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」及び新潟市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例第46条に基づき、速やかに人員配置の見直しを行ってください。また、施設人員を変更した場合、速やかに市に届出を行ってください。	常勤保育士が1名加わり2名にした。
		施設	労働基準法第89条及び第90条に基づき、改正した就業規則について、職員代表の意見を添付した上で労働基準監督署に届出を行ってください。平成29年度の指導監査において改善報告を提出したにも関わらず、改善していませんでしたので、早急に対応してください。	R3.2に就業規則を見直し届け出る。
		施設	労働基準法第24条、32条の4及び36条に基づき、同条に規定される労使協定を締結し、32条の4及び36条に関しては労働基準監督署へ届出を行ってください。平成29年度の指導監査の際に改善報告が提出されたにも関わらず、改善が見られなかった項目ですので、早急に対応してください。	労使協定を締結しR3.2に届け出る。
		施設	施設の運営についての重要事項に関する規定(運営規程)について、規程内で定めるべき項目がほとんど盛り込まれていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第20条に基づき、必要な項目を定めた運営規程を早急に作成してください。	運営規程を作り直した。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年11月18日 実地	認可保育所(私立) まつば保育園 社会福祉法人 大江山福祉会	法人 運営	理事の選任について、社会福祉法第44条の第4項に基づき、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として少なくとも1名ずつを選任し、記録に残してください。	今後、理事の選任については「社会福祉事業の経営に識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」を少なくとも1名ずつ選任し、記録に残すようにいたします。
		法人 運営	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	今後、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得るようにいたします。
		法人 運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	今後、評議員会及び理事会の決議について、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行います。
		法人 運営	理事会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)ありませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。	今後は必ず理事会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催いたします。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年11月18日	認可保育所(私立) 栄徳寺保育園	施設	消防計画が平成2年に作成されたものとなっており、管理権限者や職員構成が変更されているほか、風水害等の災害への対応について記載がない状態です。消防法第8条、消防法施行令第3条の2、消防法施行規則第3条に基づき、消防等関係機関に確認し、最新の消防計画の届出を行ってください。	新年度作成して届出をします。
実地	社会福祉法人 松寿会	施設	施設の運営についての重要事項に関する規定(運営規程)について、規程内で定めるべき項目の多くが盛り込まれていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第20条に基づき、必要な項目を定めた運営規程を作成してください。	いただいた資料を参考にして、新しい運規定を作成します。
		法人 運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、議事録では各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	次回改選に際に様式を変更して各候補者から必要書類を提出していただき、その旨を議事録に明記します。
令和2年11月20日	認可保育所(私立) 光華保育園	法人 運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係者が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	次回の理事会、評議員会には忘れずに記録を残します。
実地	社会福祉法人 真生会			

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年12月10日	認可保育所(私立) こまくさ保育園	法人 運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	次回の理事会、評議員会では議事録に記載します。
実地	社会福祉法人 こまくさ福祉会	法人 運営	評議員会の開催について、理事会において評議員会の議題、議案の概要について決議したことが議事録では確認できませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催については理事会の決議により日時、場所、議題、議案の概要についても決定し、評議員会の招集通知にも、日時、場所、議題、議案の概要を記載してください。	次回の理事会では記載します。
		法人 会計	計算書類の整合性について、資金収支計算書の予算欄の額と、理事会で承認された最終補正予算の額に不一致がありましたので、平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、今後は適切に作成してください。	予算額の決定については必ず理事会の承認を受けてから行います。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年11月25日	認可保育所(私立) 亀田平和の園保育園	施設	お盆期間、3/30～4/3 について、保育提供時間を一律に16:00までとしています。新潟市保育所条例第5条及び保育の実施に関する委託契約書及び「(改訂版)保育施設の運営について」に基づき是正してください。	今後はわかりやすいように、保育提供時間を記載します。
実地	社会福祉法人 平和の園	施設	土曜日、お盆期間、3/30～4/3 について給食を提供していません。新潟市保育所条例第5条及び「(改訂版)保育施設の運営について」に基づき、通常保育を実施し給食を提供してください。	2月より給食を提供します。1月の土曜保育分が給食の手配間に合わなかった。以前の監査で、お弁当を持参の場合は、園でパンやボリュームのあるおやつを提供するという対応で良い、と言われたため1月まではそのように対応しました。
		施設	災害時の保護者等への連絡及び子どもの引渡しについて具体的な検討がされていません。保育所保育指針に基づき、引渡し方法等について具体的に検討し、保護者へ周知してください。	災害時、保護者への連絡について、一斉メールと災害伝言ダイヤルを活用しお知らせします。また、震度5弱以上の地震や避難準備情報発令時は、連絡がなくても園へのお迎えをお願いしたい旨、お便りにて周知しました。引渡しカードに記載された、引き取りされる保護者へ確実に引渡し、引き渡した職員がサインをし、クラス名簿をチェックします。1/28に災害を想定し訓練を行いました。来年度より、年度初めにカードの記入をしていただき、訓練の日程や災害時のお迎えについてお便りで周知します。
		施設	運営規程がH27年度からの新制度に対応しておらず、定めるべき項目の多くが盛り込まれていません。また、誤った保育提供時間が記載されています。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第20条に基づき、必要な項目を定めた運営規程を正しく作成してください。	ひながたをいただき、それに基づいて新しく作りかえました。
		法人 運営	代表権を有する役員の氏名が2週間を超えて登記されていました。組合等登記令第3条の規定に基づき、定める期限内に登記してください。	2週間以内に登記するよう努めます。
		法人 運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、議事録では各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	一人ひとりについて、議事録に記載いたします。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
		法人 運営	理事会への出席について、理事会に2回以上連続で欠席している理事がいました。平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、当該理事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認してください。	その後二回続けて欠席した理事はいません。今後は年間の予定表を作成し、理事に配布します。
		法人 運営	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。平成29年度の指導監査の際に改善報告が提出されたにも関わらず、改善が見られなかった項目ですので、必ず改善してください。	前監事より同意書を提出してもらいました。
		法人 運営	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	理事会及び評議員会の議事録にしっかりと明記するようにする。
		法人 運営	評議員会の開催について、理事会において評議員会の日時、場所、議題、議案の概要について決議したことが議事録では確認できませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催については理事会の決議により日時、場所、議題、議案の概要についても決定し、評議員会の招集通知にも、日時、場所、議題、議案の概要を記載してください。	次回の理事会(令和3年3月27日)および評議員会招集通知発送時からはきちんと記載いたします。
		法人 会計	経理規程について、社会福祉充実計画についての記載ありませんでした。また内部監査に関する事項や契約に関する事項等、記載が足りない部分がありますので、平成28年3月31日社援基発0331第2号(最終改訂平成31年3月29日)「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の1の(4)に基づき、経理規程全体を見直しの上、改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。	再度経理規程を見直し、改正社会福祉法に対応した経理規程に修正しました。
		法人 会計	経理規程の改定について、理事会の承認を得ていませんでした。定款第34条に基づき、理事会において議案として議決し、その記録を残してください。	経理規程を見直し、改定したものを令和3年3月27日に行われる理事会において議案とし、承認を得る予定です。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
		法人 会計	計算書類の整合性について、資金収支計算書の予算欄の額と、理事会で承認された最終補正予算の額に不一致がありましたので、平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、今後は適切に作成してください。	予算作成時は、サービス区分間の整合性がとれているか確認をします。
		保育	児童福祉施設運営基準第12条・13条に鑑み、児童の権利擁護の観点から不適切な保育士の関わりの記録が散見されました。おどしやおしおきは、頻回でなかったとしても、乳幼児期の子どもに大きな影響を与えることを認識してください。また、特定教育・保育施設運営基準第24条に基づき、障がいの有無にかかわらず子どもを平等に扱うことを徹底してください。これらのことについて組織全体で改善に取り組んでください。	12月4日の職員会議と12月16日の0.1.2歳児クラスの保育計画会議でとりあげ、短期間に結果を出さず子どもの状況にあわせて、長い目でかかわるように話し合った。「人権擁護チェックリスト」に令和3年2月3日から職員一人ひとりが取り組みます。
		保育	10か月の乳児から受け入れているにも関わらず、離乳食の提供を行わず、必要な帳簿を整備していませんでした。児童福祉施設運営基準第15条に基づき、全ての発達年齢の子どもに対し、あらかじめ作成した献立に従って給食提供を行ってください。	市から配布されている離乳食予定献立表の(生後12～18か月頃)にそって、今後は対応するようにした。現在は離乳食に該当する園児がおりませんが、来年度からは新入園児のお子さんの離乳食の進み具合を聞き取り、食事を提供します。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年11月25日 実地	保育所型認定こども園 本興寺こども園 社会福祉法人 大淵福祉会	法人 運営	評議員会と理事会の招集通知について、1通の招集通知で同日開催の評議員会と理事会の内容をまとめて記載している事例がありましたが、日時や議題の区別がつかない状態となっていました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条に基づき招集通知はそれぞれ分けた上で適切に発出してください。	理事会、評議員会ごとに招集通知を作成します。
		法人 運営	評議員会の開催について、理事会において評議員会の日時、場所、議題、議案の概要について決議したことが議事録では確認できませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催については理事会の決議により日時、場所、議題、議案の概要についても決定し、評議員会の招集通知にも、日時、場所、議題、議案の概要を記載してください。	評議員会への提案の件として、日時、場所、議題、議案の概要を理事会議事録にて確認できるようにします。
令和2年11月27日 実地	認可保育所(私立) 鑑郷保育園 社会福祉法人 鑑郷保育園	法人 運営	評議員の選任について、任期途中で欠員が生じ、新たな評議員を選任する際であっても、社会福祉法第39条及び定款第5条に基づき、評議員選任・解任委員会を開催し、評議員を選任してください。また委員会開催前に、理事会で選任候補者の推薦を行ってください。	3月19日に行われる直近理事会で評議員推薦候補を決議し、評議員選任・解任委員会に選任をお願いいたします。
		法人 会計	令和2年3月19日の第2次補正と決算で現計予算額が合致しません。委託料や加算金の精算に合わせて修正したとのことですが、定款第31条のとおり、予算の変更は理事会の承認を受けてください。	3月19日の直近理事会で承認を受けることといたします。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年11月27日	認可保育所(私立) かたひがし保育園	法人 運営	代表権を有する役員の登記について、令和元年度の役員改正後、理事長の登記がされていませんでした。役員改正後、理事長が選任された際は、組合等登記令第3条1項に基づき、決められた期間内に速やかに登記してください。	現理事長の重任登記について、令和2年6月12日重任、令和2年12月7日登記し、令和2年12月14日付で新潟地方務局の証明を得ました(別紙「履歴事業全部証明書」の写し添付あり)。
実地	社会福祉法人 潟東保育事業福祉会	法人 運営	令和2年6月12日の評議員会の開催について、理事会で決議されていませんでした。評議員会を開催する場合は、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項の定めに基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を理事会で決議した上で、評議員会の1週間前(定期評議員会の場合は、2週間前)までに、理事長が評議員に招集通知してください。	ご指摘の通り、次回の理事会から改善いたします。
		施設	3/31について、保育提供時間を一律に18:00までとしています。新潟市保育所条例第5条及び保育の実施に関する委託契約書に基づき是正してください。	ご指摘の通り、今年度から改善いたします。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
令和2年12月1日	社会福祉法人 ゆずり葉会	法人 運営	平成30年度の定款変更の際し、評議員会の招集が理事会により定められていませんでした。評議員会の招集については、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条に基づき、理事会で決議した後に出発して下さい。また、社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、招集通知は開催日の中7日前までに発行して下さい。	今後は理事会に諮った後、開催日の7日前迄にお知らせ致します。
実地	認可保育所(私立) 吉田乳児保育園	法人 運営	評議員の選任に際し、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明していません。社会福祉法第39条及び定款第6条第4項に基づき、評議員候補者の推薦を行う場合は、評議員として適任と判断した理由を委員に説明して下さい。	今後は留意したいと思います。尚、選任した評議員は条件を満たした方であることは重ねて付記させていただきます。
		法人 運営	評議員会に提出する新しい役員(理事)の選任案について、理事会で決議していませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項及び社会福祉法施行規則第2条の12の規定に基づき、評議員会の目的である事項に係る議案を理事会で決議してください。	今後は新役員の選任案を始め評議員会の目的である事項に係る議案について理事会で決議致します。
		法人 運営	理事会への出席について、理事会に2回以上連続で欠席している理事がいました。社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該理事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認して下さい。	ご本人から御理解と御同意を得ましたので、新理事の選任について進行中であります。
		法人 運営	平成31年3月27日開催の理事会について、議事録が作成されていませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、議事録を作成し議事録署名人の署名又は記名押印の上、事務所に備え置いて下さい。	作成済みだった議事録を備えています。
		法人 運営	理事会の決議なく、給与規程を変更しています。給与規程については定款細則に定める理事長専決事項に該当しません。社援発第0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会に諮って下さい。	次の理事会に諮って追認して頂きます。

令和2年度 児童福祉施設(私立保育所等)指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
		法人 運営	役員の報酬基準を公表していません。社会福祉法第59条の2第2項に基づき、財務諸表等電子開示システムを利用するなどして公表して下さい。	可及的速やかに公表致します。
		法人 会計	予算の編成について、理事会の承認を受けたことがわかる議事録がありませんでした。定款第32条に基づく手続きを経ていることがわかるよう記録を整備してください。	理事会承認の手続きを経ていることが明確となるように記録を整備致します。
		施設	人員配置について、最低基準を満たしていません。新潟市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例第46条に基づき、適正な人員配置を行ってください。	現在鋭意職員募集中であり、人材確保に努めています。中々厳しい環境ではありますが、成果も出ていますので、更に努めて可及的速やかに適正な人員配置を行います。
		施設	運営規程について、規程内で定めるべき項目の多くが盛り込まれていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第20条に基づき、必要な項目を定めた運営規程を作成してください。	全ての必要な項目を定めた運営規程を作成しました。